

公 告

このたび、下記の事業の計画を変更したいので、土地改良法第88条第1項の規定により、下記の書類とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について、この県営事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年3月27日までに安来市農業委員会に申し出られたい。

令和8年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也



記

1 地区名及び事業名

飯梨地区区画整理事業（県営農地整備事業（中山間地域型））

2 公告する書類の名称

変更後の土地改良事業計画の概要

土地改良事業変更計画概要書

飯梨地区 区画整理事業（県営農地整備事業（中山間地域型））

第1章 変更の内容及び変更を必要とする理由

(1) 変更の内容

	変更前	変更後	増減
受益面積	206.4ha	202.1ha	△4.3ha
事業費	6,770,000 千円	12,300,000 千円	5,530,000 千円

(2) 変更の理由

- ・区画形状を改善するため、排水路工を追加することによる増額。
- ・物価変動による増額。
- ・実施設計成果及び排水路整備追加に伴う整備面積の変更。

第2章 目的

本地区は、島根県安来市の北西部に位置し、一級河川飯梨川の左岸側に広がる平野部及び山沿いの傾斜地からなる農地である。

現在は、3つの農事組合法人が事業区域内の約4割を集積しており、残り約6割を個人農家により営農している。しかしながら、農地区画が狭小であることから大型機械の導入の妨げとなっており、担い手の規模拡大が進まない状況である。

このため、本事業を導入することにより農地の大区画化（標準区画 1.0ha）を図り、生産性の高い優良農地を確保するとともに、既存法人及び個人農業者等を統合し、一本化した営農組織への農地の集積・集約化に取り組む。更には高収益作物を導入することで経営の安定化を図り、本地域の豊かで競争力ある農業の実現に資するものである。

第3章 地域の所在及び現況

【地域の所在】

島根県安来市飯梨町他8町

【現況】

- ・受益地の用途別面積表（単位：ha）

（変更前）

	水田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	合計
現況	214.2	6.5	0	220.7	21.5	0	0	242.2
計画	198.8	7.6	0	206.4	26.3	9.5	0	242.2

（変更後）

	水田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	合計
現況	210.6	6.4	0	217.0	27.2	0	0	244.2
計画	198.2	3.9	0	202.1	31.0	11.1	0	244.2

- ・地形
本地区は安来市の市街地より南西約 5 km に位置しており、一級河川飯梨川左岸に広がる連坦地及び山沿いの傾斜地で構成される地区である。
- ・土質及び土壌
当地域の土壌は、強グライ土壌壤土還元型、強グライ土壌砂土還元型、強グライ土壌強粘土還元型、強グライ土壌粘土還元型、強グライ土壌粘土斑鉄型、礫質土壌壤土満俺型。
- ・気象
安来市は、日本海側気候で、冬期多雨の北陸型気象から夏期多雨の北九州型気象に移り変わる中国型を示している。また、平均気温は 15.0℃、平均降水量 1,873 mm、平均風速 2.8 m/s となっている。
- ・水利状況
用水は、頭首工やため池から取水した用水を開水路等により地区内農地に配水している。
排水は、地区内の排水路から飯梨川等へ排水している。
- ・営農状況
本地区は農事組合法人うえだ、農事組合法人いいなし、農事組合法人アグリ西松井が事業区域内の約 4 割を集積し、残り 6 割を個人農家により営農が行われているが、その多くは高齢化による離農が懸念されている。そのため、地元では既存法人を含め、営農組織の一本化により営農効率の向上を図るとともに高収益作物の導入を検討している。しかしながら、現況の水田は標準区画 12～30a 程度と狭小であることから大型機械の導入の妨げとなっており、規模拡大が進まない状況である。
- ・地域環境の概況
本地区は安来市の市街地より南西約 5km に位置しており、一級河川飯梨川左岸に広がる連坦地及び山沿いの傾斜地で構成される地区である。地区の中央に県道広瀬荒島線が通り交通の便はよい地区である。

第 4 章 基本計画

(1) 事業量

工 種	事 業 量 (変更前)	事業量 (変更後)
区画整理	206.4 ha	202.1ha
整 地 工	206.4 ha	202.1ha
道 路 工	25,988 m	22,536m
用 水 路 工	34,592 m	32,378m
排 水 路 工	29,462 m	26,161m
暗渠排水工	161.0 ha	161.4ha
附帯工事	1 式	1 式
鳥獣害防止施設	17,507m	17,507m

(2) 環境との調和への配慮

地区内で希少種が確認されている。区画整理によってこれらの種に与える影響は軽微であると予想されるが、施工に伴う汚濁水の流出により生育環境の変化や水質悪化を防ぐため、沈砂池設置などの対応をとる。工事実施の際に生息が確認された場合は移植場所の選定等について専門家の意見を徴取したうえで、地区外へ移植を行うこととする。

第5章 工事の着手及び完了の予定時期

	(変更前)	(変更後)
工事着手	令和4年度	令和4年度
工事完了	令和13年度	令和19年度

第6章 管理の要領

ア) 用水路、排水路、農道	安来市及び安来市土地改良区が管理する。
イ) 暗渠排水	受益者が管理する。
ウ) 鳥獣害防止施設	安来市土地改良区が管理する。

第7章 換地計画の要領

別添のとおり

第8章 費用の概算

(単位：千円)

区 分	事業費 (変更前)	事業費 (変更後)
本 工 事 費	6,770,000	12,300,000
地方事務費	338,500	615,000
合 計	7,108,500	12,915,000

第9章 事業の効果

項 目		効果額等 (変更前)	効果額等 (変更後)
年効果額	作物生産効果	121,416千円	142,417千円
	営農経費節減効果	356,222千円	416,941千円
	維持管理費節減効果	△9,408千円	△8,966千円
	耕作放棄地防止効果	3千円	12千円
	災害防止効果	—	164,562千円
	地積確定効果	3,025千円	3,516千円
	非農用地創設効果	2,702千円	4,076千円
	国産農作物安定供給効果	28,835千円	29,800千円
	合 計	502,795千円	752,358千円
総 費 用	5,599,955千円	10,458,114千円	
総 便 益 額	8,112,310千円	12,992,573千円	
総 費 用 総 便 益 比	1.44	1.24	
総 所 得 償 還 率	39.2%	66.4%	
増 加 所 得 償 還 率	6.7%	9.7%	

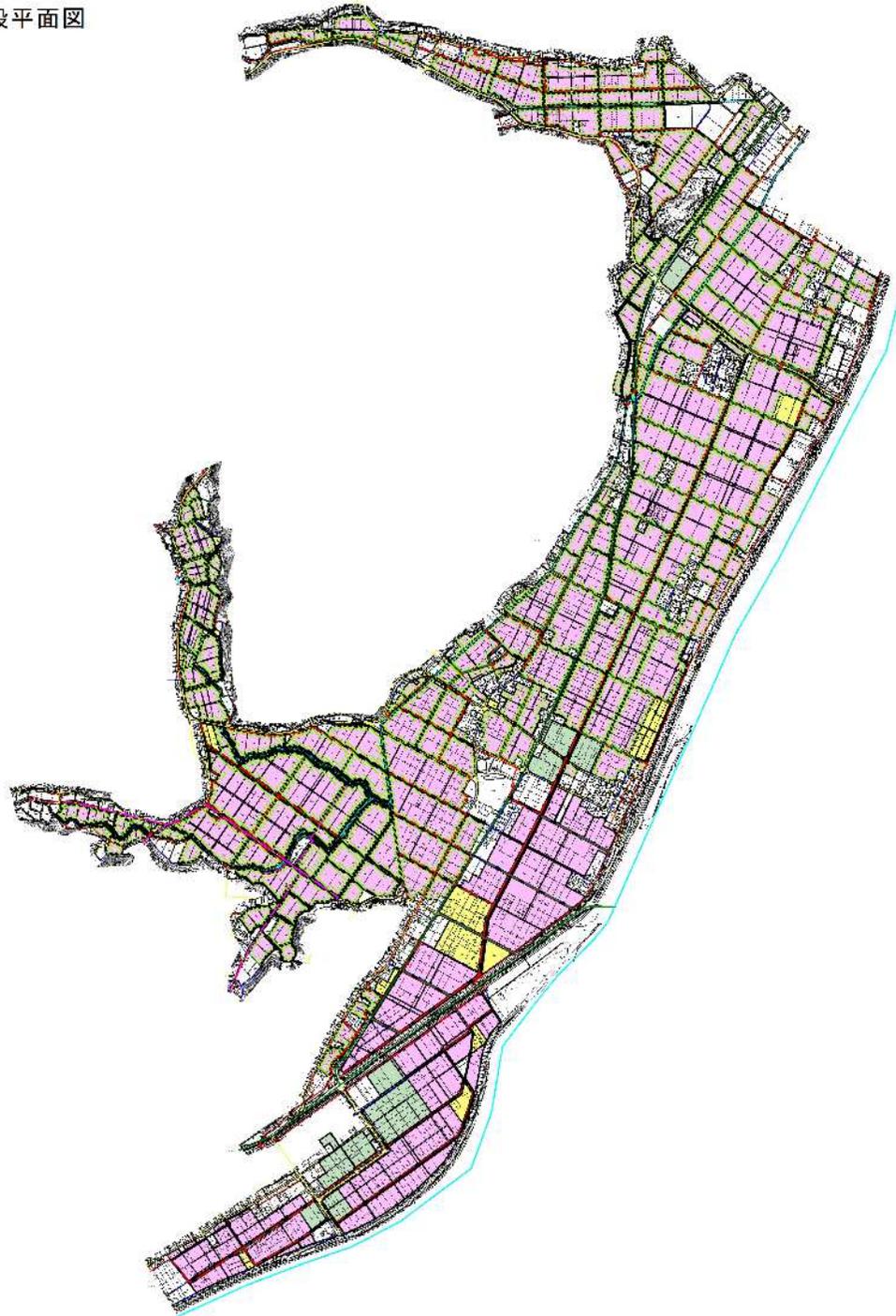
第10章 他事業との関係

該当なし

第11章 計画概要図

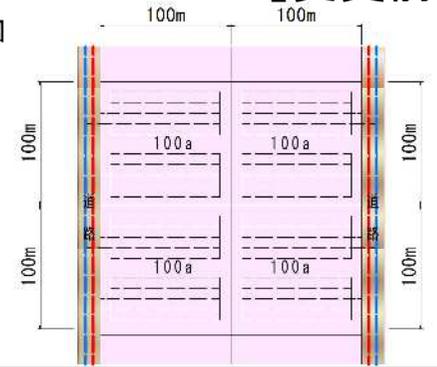
別添のとおり

計画一般平面図

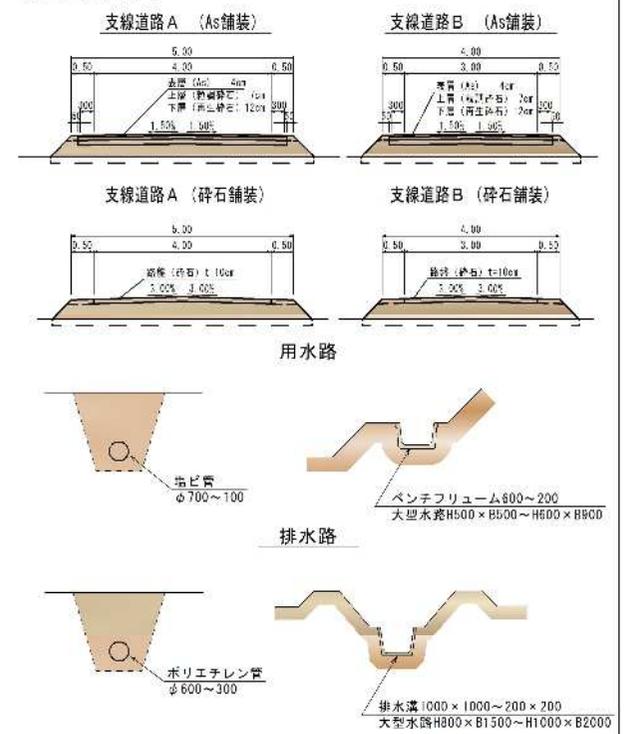


	田
	畑
	暗渠排水
	非農用地
	農道
	用水路
	排水路
	県道
	市道
	河川

標準区画割図



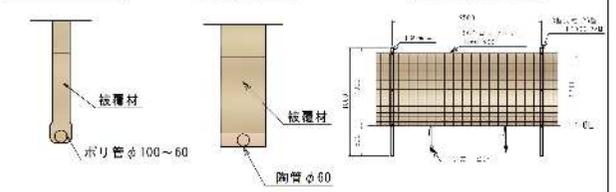
標準構造図



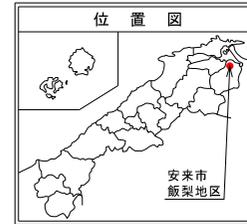
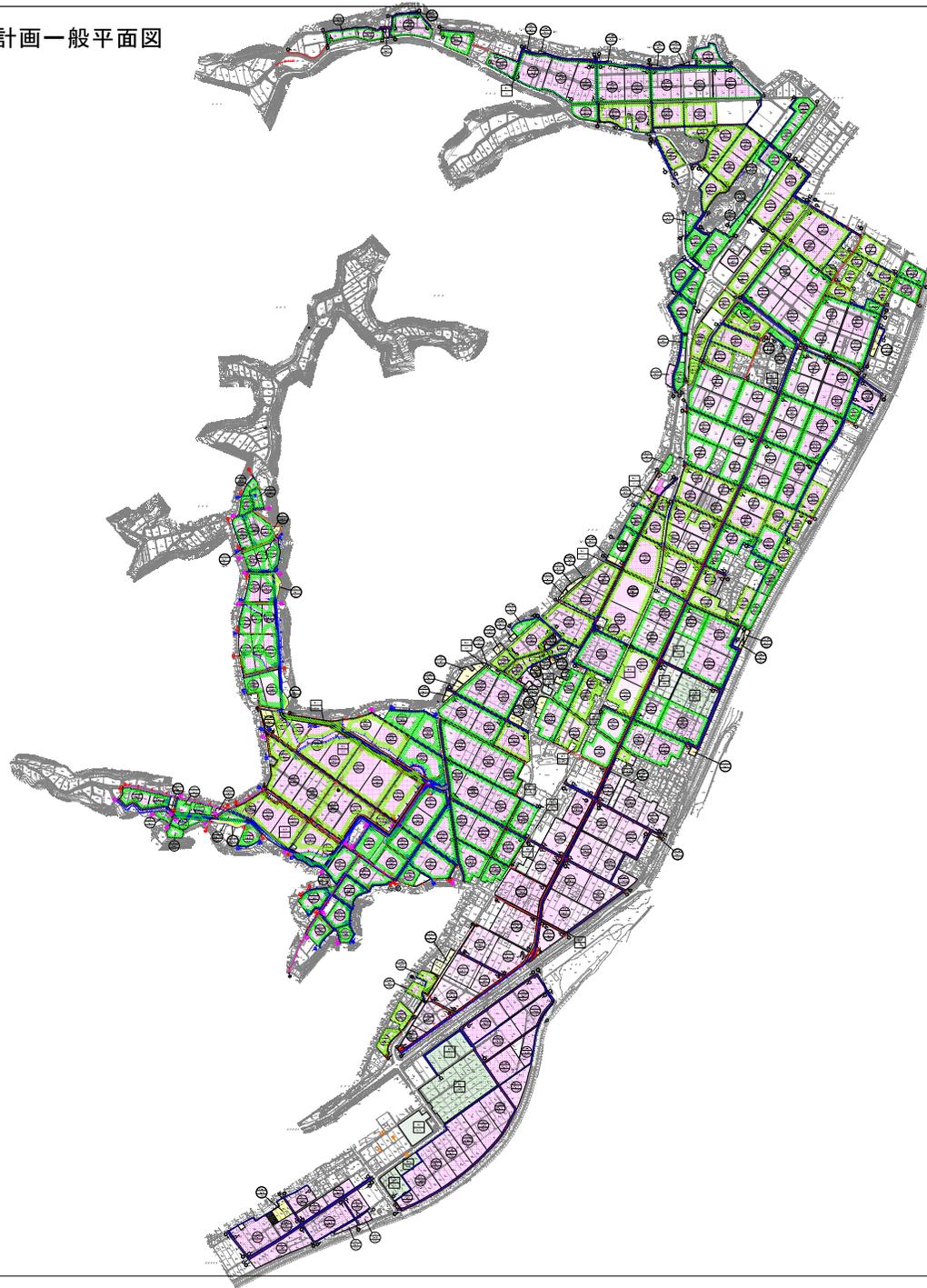
地下かんがい

暗渠排水

鳥獣害防止柵

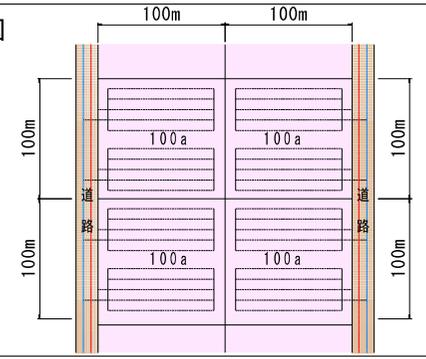


計画一般平面図

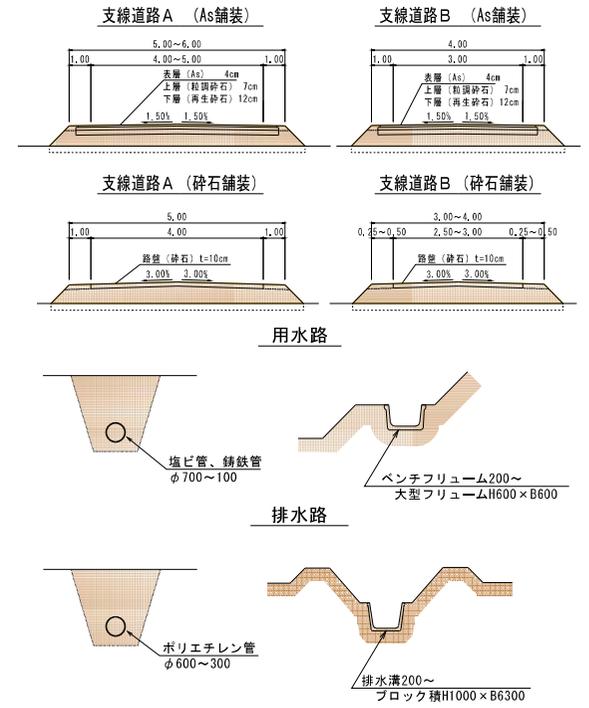


	田
	畑
	暗渠排水
	非農用地
	農道
	用水路
	排水路
	県道
	市道
	河川

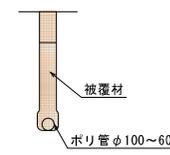
標準区画分割



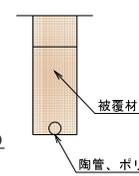
標準構造図



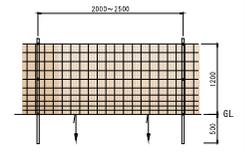
地下かんがい



暗渠排水



鳥獣害防止柵



換地計画の要領

飯梨地区

1. 換地計画樹立の必要性

分散している農地の集団化を行い、農業経営の合理化及び拡大を図るため、換地計画の樹立が必要である。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。

ただし、上記の日から2ヶ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出のあった地積とする。

(2) 農用地集団化の方法

区分 換地区	地帯別・グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	1戸当たり 目標団地数	区画・畦畔の取り扱い
	集落別集団化 地目別集団化 営農グループ別集団化 農用地利用集積促進区域別 集団化	各人の従前の土地が最も密集した 位置を中心に定める	各農家の農地は、出来る だけ大規模に集団化 するものとし、1戸当 たりの団地数は、おお むね1団地から2団地 を目標とする	(固定畦畔) ア 換地は、原則として標準区画を 単位に交付するが、換地すべき面積 が標準区画に交付して余る場合又は 標準区画に不足する場合は標準区画 を分割して交付する。 イ 分割後の区画は道路に必ず接す るように配慮する。

(3) 非農用地の換地方針

変更前

区分 換地区名	用途	非農用地区域の位置の概要	面積 (ha)	換地の手法	換地取得予定者	その他 (最終取得者)
	営農共同施設	計画平面図非4～非6	2.5	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	営農組織
	加工販売施設	計画平面図非9	0.6	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	営農組織
	駐車場	計画平面図非10、非11、非13	4.2	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	財団法人
	観光協会用地	計画平面図非15	0.6	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	市
	宅地	計画平面図非1	0.0	異種目換地	従前地所有者	従前地所有者
	宅地	計画平面図非7	0.0	特定用途用地換地	従前地所有者	従前地所有者
	宅地	計画平面図非12、非14	1.2	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	株式会社
	駐車場	計画平面図非16	0.4	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	市

変更後

区分 換地区名	用途	非農用地区域の位置の概要	面積 (ha)	換地の手法	換地取得予定者	その他 (最終取得者)
	農業共同施設	計画平面図非11～13	3.1	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	営農組織
	仮植場	計画平面図非3	0.8	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	財団法人
	駐車場	計画平面図非4、非5	4.4	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	財団法人
	観光協会用地	計画平面図非1、非2	0.9	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	市
	雑種地	計画平面図非6、非7、非9	0.3	異種目換地	従前地所有者	従前地所有者
	宅地	計画平面図非10	0.0	特定用途用地換地	従前地所有者	従前地所有者
	交流センター	計画平面図非8	0.1	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	市
	河川用地	計画平面図非15、非16	0.6	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	市
	道路用地	計画平面図非17～24	0.6	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	市
	道路用地	計画平面図非14	0.3	不換地及び特別減歩見合いの創設換地	安来市土地改良区	県

(4) 清算の方法

清算方式 : 増価額比例地積清算方式

評価方式 : 標準地比準方式

上段 : 変更前

下段 : 変更後

3. 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

(ha)

区分 工区	用途	機能交換に係わる土地				一般国有地	合計
		国有地	県有地	市町村有地	計		
	道路			11.9	11.9		11.9
				11.9	11.9		11.9
	水路			9.4	9.4		9.4
				15.1	15.1		15.1
	合計			21.3	21.3		21.3
				27.0	27.0		27.0

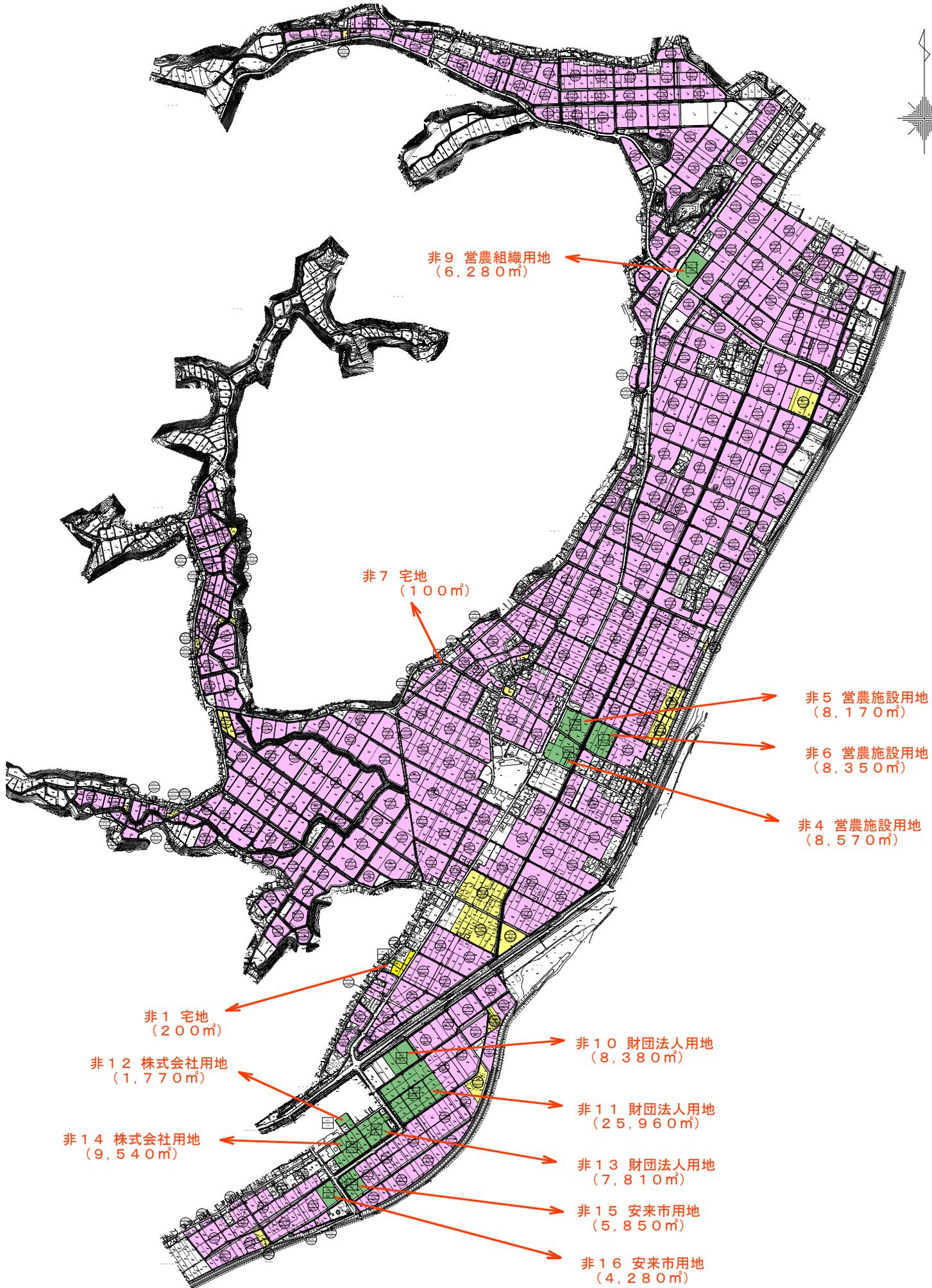
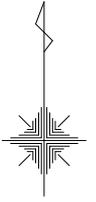
4. 換地処分の時期に関する特則

換地区の全部について区画変更工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項で準用する同法第54条第2項ただし書きに基づき、換地処分を行うことができる。

飯梨地区 計画平面図

【変更前】

(非農用地位置図)



非農用地位置図

